

犬の飼い主の皆さまへ大切なお知らせ

令和9年3月2日から、狂犬病予防注射の制度が変わります



	制度変更前 (～令和9年3月1日)	制度変更後 (令和9年3月2日～)
注射済票の年度	3月2日～翌年3月1日	<u>4月1日～翌年3月 31 日</u>
接種時期	4月1日～6月 30 日	<u>通年</u>

※狂犬病予防注射を毎年1回接種する義務は変わりません。



毎年3月に予防注射を接種されている方へ



注射の接種時期に注意してください。

令和9年3月2日から3月 31 日までの間に接種した場合は、翌年度の注射済票を交付する規定が廃止されたため、令和8年度の注射済票が交付されることとなり、令和9年度の交付にはなりません。

令和9年度の注射済票の交付は、令和9年4月1日以降になりますので、特に毎年3月に予防注射を接種している飼い主の方は接種時期にご注意ください。

お問い合わせ、連絡先はこちら

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所 6階
帯広市 都市環境部 環境室 環境課 TEL:65-4136(直通)

